

(1) 回答状況

會社ニ在リテハ新潟縣下ニ出張旅行中ノ榎村工場長ニ對シ至急歸京方ヲ命ズルト共ニ其ノ對策ヲ協議シ右榎村工場長歸京ノ翌日五月七日午後三時代表ヲ招致シテ回答ヲ為セリ状況次ノ通り

(1) 會見者

會社側 榎村工場長

組合側 矢ノ目文七 以下五名

(2) 會見状況

○ 榎村工場長

私カ旅行中諸君方ハ賃上ノ嘆願ヲ為シタソウテアルガ會社テハ諸君方ノ嘆願ノ有差ヲ拘ラス物價高騰ノ實情ヲ考慮研究中デアソタノデ去ル五月二日十五夜(一日)ノ臨時手當ヲ支給スル旨発表シタノテアル然ルニ諸君

方ハ其ノ類テハ承認シナイト言フ事デアルカソレハ會ノ意思ガ一般従業員ニ徹底シテ居ラナイ為ラハナイカト思フ會社ハ現在ノ物價昂騰ニ對シテノ對策策トシテ不敢取テ手當ヲ支給スルノテアルガ更ニ物價カ昂ルナラハ又考慮スルモノテアル此ノ點誤解ノナイ様ニシテ貰ヒタイ

○ 矢ノ目文七

吾々ハ現在ノ物價昂騰ヲ基調トシテ種々調査ノ結果四十夜ノ日給増額カ至當テアルト考ヘタノテ其ノ事ヲ御願シタノテアソタガ先日ノ回答テハ余リニ簡キカアリ過キテ御話ニナラナイノミナラス手當テハ何時取上ケラルバカ分ラナイ

○ 榎村工場長

十五銭ヲ本給トスルカラ之ヲ兼服シテ貰ヒタイ會社ハ